

令和8年2月5日
 子ども・若者部
 保 育 課
 保育認定・調整課

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準等の
 改正に伴う関係条例の一部改正について

1 主旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）及び子ども・子育て支援法の各規定に基づき、内閣府令及び文部科学省令並びに内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める基準（以下「関係省令等」という。）により条例で定めることとされている関係条例について、今般、関係省令等が改正されたため、各条例の一部を改正する条例案を、令和8年第1回区議会定例会に提案する。

2 提案予定条例

- (1) 世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

3 主な改正内容

認定こども園法において、保育所等と同様に、幼保連携型認定こども園においても職員による虐待に関する通報義務等の仕組みが設けられたことから、虐待等を禁止する各規定の引用条文について改正を行う。

	改正する条例	主な改正内容
(1)	世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例	条文中、「児童福祉法第33条の10第1項各号」と規定している部分を「児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

(2)	世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例	<p>①条文中、「児童福祉法第33条の10第1項各号」と規定している部分を「児童福祉法第33条の10第1項各号（幼稚園型認定こども園にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する法第27条の2第1項各号）」に改める。</p> <p>②児童福祉法の改正に伴い、条文中「児童福祉法第18条の18第1項の登録」を「児童福祉法第18条の18第3項に規定する保育士登録」に改める。</p>
(3)	世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例	条文中、「児童福祉法第33条の10第1項各号」と規定している部分を「法第27条の2第1項各号」に改める。

4 改正案

別紙1から別紙3までの新旧対照表（案）のとおり

5 施行予定日

公布の日

6 今後のスケジュール（予定）

令和8年2月 令和8年第1回区議会定例会（条例改正案の提案）

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例 平成26年9月30日条例第37号</p> <p>第1条～第14条 (略) (特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第16条～第24条 (略) (虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号 <u>(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)</u> に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子ども</p>	<p>○世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例 平成26年9月30日条例第37号</p> <p>第1条～第14条 (略) (特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下 <u>この項において</u> 「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第16条～第24条 (略) (虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

改正後	改正前
<p>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>第26条～第56条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則 (令和8年●月●日条例第●●号)</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第26条～第56条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>

世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例</p> <p style="text-align: right;">令和2年3月4日条例第16号</p> <p>第1条 この条例は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第106号）第2条の規定に基づき世田谷区（以下「区」という。）が処理することとされた就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）の施行に係る事項のうち、法第3条第1項及び第3項の規定により、区における幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）の認定に係る要件を定めるものとする。</p> <p>第2条～第5条 （略） （保育従事職員の資格）</p> <p>第6条 保育従事職員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>（1） 満3歳未満の子どもに対する保育従事職員 <u>児童福祉法第18条の18第3項に規定する保育士登録</u>（以下「登録」という。）を受けていること（規則で定める場合を除く。）。</p> <p>（2） （略）</p> <p>2、3 （略）</p> <p>第7条、第8条 （略） （教育及び保育の内容）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 認定こども園は、その職員による教育及び保育の実施に際して、当該認定こども園の子どもに対し、<u>児童福祉法第33条の10第1項各</u></p>	<p>○世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例</p> <p style="text-align: right;">令和2年3月4日条例第16号</p> <p>第1条 この条例は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第106号）第2条の規定に基づき世田谷区（以下「区」という。）が処理することとされた就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）の施行に係る事項のうち、法第3条第1項及び第3項の規定により、区における幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）の認定に係る要件を定めるものとする。</p> <p>第2条～第5条 （略） （保育従事職員の資格）</p> <p>第6条 保育従事職員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>（1） 満3歳未満の子どもに対する保育従事職員 <u>児童福祉法第18条の18第1項の登録</u>（以下「登録」という。）を受けていること（規則で定める場合を除く。）。</p> <p>（2） （略）</p> <p>2、3 （略）</p> <p>第7条、第8条 （略） （教育及び保育の内容）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 認定こども園は、その職員による教育及び保育の実施に際して、当該認定こども園の子どもに対し、<u>児童福祉法第33条の10第1項各</u></p>

改正後	改正前
<p><u>号（幼稚園型認定こども園にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する法第27条の2第1項各号）</u>に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>第10条～第19条（略） 附 則（略）</p> <p><u>附 則（令和8年●月●日条例第●号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>第10条～第19条（略） 附 則（略）</p>

世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例 令和2年3月4日条例第17号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第106号）第2条の規定に基づき世田谷区（以下「区」という。）が処理することとされた就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）の施行に係る事項のうち、法第13条第1項の規定により、区における幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）を定めるものとする。</p> <p>第2条～第16条 （略） (虐待等の禁止)</p> <p>第17条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、<u>法第27条の2第1項各号</u>に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>第18条～第26条 （略）</p> <p>附 則 （略） <u>附 則（令和8年●月●日条例第●号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>○世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例 令和2年3月4日条例第17号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第106号）第2条の規定に基づき世田谷区（以下「区」という。）が処理することとされた就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）の施行に係る事項のうち、法第13条第1項の規定により、区における幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）を定めるものとする。</p> <p>第2条～第16条 （略） (虐待等の禁止)</p> <p>第17条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>第18条～第26条 （略）</p> <p>附 則 （略）</p>